

○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例

平成30年3月27日条例第11号

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 旧盛岡競馬場の跡地を活用して休息、運動、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより、市民の健康の増進及び交流の促進を図る施設として、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市高松多目的広場	盛岡市上田字黒石野平90番地1

(使用時間)

第3条 第6条第1項の許可を受けた場合における旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場（以下「広場」という。）の使用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する広場にあっては、指定管理者。以下第6条まで、第8条第1項及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 広場は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、広場を臨時に休場することができる。

(禁止行為)

第5条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(広場の使用)

第6条 広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする

者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上適当でないとき。

3 市長は、広場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第7条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(3) 火気を使用すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、広場の管理上必要があると認めたとき又は第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第6条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第6条第3項の条件に違反したとき。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第2項において準用する第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

(1) 前項第1号に該当するとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項において準用する第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第2項において準用する第6条第3項の条件に違反したとき。

(使用料)

第9条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第10条 指定管理者が管理する広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第6条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する広場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

（1） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

（2） 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により広場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第13条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第14条 広場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手続）

第15条 広場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第16条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一

部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 広場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。

(3) 第6条第1項の許可を行うこと。

(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第8条第1項の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条(指定管理者に係る部分に限る。)、第6条(人工芝広場及び交流広場に係る部分に限る。)、第10条、第11条(指定管理者に係る部分に限る。)、第14条から第20条まで並びに別表第1号(人工芝広場に係る部分に限る。)及び第2号並びに次項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際第6条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又は前項ただし書に規定する日前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で同日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第15条及び第16条に規定する指定の手続等は、附則第1項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

(1) クレー広場及び人工芝広場の使用料

区分		一般	高等学校生徒 以下の者
クレー広場	全面使用(1時間までごとに)	500円	250円
	半面使用(1時間までごとに)	250円	130円
人工芝広場	全面使用(1時間までごとに)	4,000円	2,000円
	半面使用(1時間までごとに)	2,000円	1,000円

(2) 交流広場の使用料 1時間までごとに200円

○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例施行規則

平成30年3月29日規則第6号

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例（平成30年条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場（以下「広場」という。）を使用しようとする日の属する月の初日の2月前から使用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、市長が広場の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第6条第1項の許可は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、広場を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(行為の許可申請)

第4条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可等)

第5条 条例第7条第1項の許可は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場行為許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、広場を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(減免の申請)

第6条 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するものが使用する場合の当該申請書の提出については、当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳
(指定管理者の指定の手続)

第7条 条例第15条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場指定管理者指定申請書に広場の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場指定管理者不指定通知書により行うものとする。
(指定通知書等の掲示)

第8条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第10条第2項の規定により定めた利用料金を広場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第17条第1項の市長が定める事項)

第9条 条例第17条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び広場の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。ただし、第2条第1項（指定管理者に係る部分に限る。）及び第7条から第9条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。